

役員等報酬規程

社会福祉法人 亀甲会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀甲会（以下「法人」という。）定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と第三者委員（評議員選任・解任委員及び苦情処理委員）を加えて役員等という。
- (2)報酬等とは、役員等が職務執行の対価として支給する報酬と費用弁償をいう。
- (3)法人に係る業務等とは、役員会への出席、行政等の監査への立会、業務執行に関する監査、会計に関する監査、施設運営等の助言・指導等をいう。

(適用除外)

第3条 この規程は、非常勤の役員等に適用するものとし、法人の職員を兼ねる役員等については適用しない。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が次の各号の業務に従事した場合は、別表1により報酬等を支給する。

- (1)役員が法人に係る業務等に従事したとき。ただし、短時間で役員会議等を除く軽微な業務に従事した場合は、費用弁償のみを支給する。
 - (2)評議員が評議員会に出席したとき。
 - (3)第三者委員が法人に係る委員会に出席したとき。ただし、苦情処理委員の報酬は、中立性の確保から費用弁償のみ支給する。
 - (4)役員等が法人の用務等出張した場合は、この規程に定めた報酬と法人の旅費規程に定めた交通費を支給する。
- 2 法人が主催する催事等の参加については、報酬等は支給しない。
 - 3 役員等へ賞与、退職慰労金等の支給はしない。

(公表)

第5条 この規程は、報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、評議員等の報酬規程（平成29年4月1日施行）及び評議員等費用弁償規程（平成27年4月1日施行、平成29年4月1日改正）は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 改正 令和2年7月1日

別表 1

| 種 別 | 報酬（1日当たり） | 費 用 弁 償 |
|-------------|-----------|---------|
| 理 事 及 び 監 事 | 7,000円 | 2,000円 |
| 評 議 員 | 7,000円 | 2,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 7,000円 | 2,000円 |
| 苦情処理委員 | | 2,000円 |